

Q&A（ケアプランへの災害避難情報の記載について）

カテゴリ	質問内容	回答
対象者	すべての方を対象とするのか。	原則居宅サービスを利用しているすべての方を対象としています。
対象者	特養等の施設入所者も対象となるのか。	居宅サービス利用者を対象としておりますので、施設入所者は本依頼の対象外となります。ただし、記載してはいけないものではございませんので、必要に応じて、ご記載ください。
対象者	総合事業のみの利用者も対象となるのか。	対象となります。
事業実施等	記載しないと減算等の対象となるのか。	減算の対象とはなりませんが、可能な限り記載していただくよう、ご協力をお願いします。
事業実施等	記載したケアプランは市に提出する必要があるのか。	市への提出は不要ですので、関係者間での共有をお願いします。
記載について	どの時期に記載をすればよいか。	令和5年4月1日以降、ケアプランの新規作成時及び更新時、目標更新時に実施してください。なお、ケアプランの更新時等においても緊急連絡先や災害時避難情報の更新及び共有をお願いします。
記載について	文字数等の制限により第1表に記載できない場合、どうすればよいのか。	(1) 要介護の方の場合 第2表に記載してください。なお、第2表に記載する場合、目標や期間等の記載は不要です。 (2) 要支援の方の場合 「妥当な支援の実施に向けた方針」欄に記載してください。
記載について	緊急連絡先と避難所以外の情報を記載してもよいか。	左記の情報に加えて、追加の項目を記載することを妨げるものではございません。
記載について	避難所に避難できない方も避難所情報を記載するのか。	避難物資が運搬される可能性があることなどから、避難所を記載していただくことを想定しております。ただし、家族宅など別の場所を記載していただいて構いません。
サービス担当者会議	サービス担当者会議において、共有すべき内容は。	実施の趣旨をご理解の上、災害時の緊急連絡先及び避難所等の情報共有をお願いします。
サービス担当者会議	サービス担当者会議に代えて、意見照会を行う場合も実施しないといけないのか。	可能な限り実施していただくよう、ご協力をお願いします。
掲示	掲示用のチラシは必ず使用しなければならないのか。	使用は必須ではありません。必要に応じてご使用ください。
掲示	掲示用のチラシはどこで取得可能か。	市ホームページ（ページ番号：80995003）にデータを添付しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。 なお、必要に応じて、適宜様式を変更していただいて構いません。 (例) <ul style="list-style-type: none">・緊急連絡先を同居・別居それぞれ記載する・避難場所を1段から2段に変更する など